

東京都立葛飾盲学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（最終改正：令和元年5月24日 法律第11号）第13条の規定に基づき、東京都立葛飾盲学校いじめ防止基本方針を以下のように定める。

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない・許さない学校づくり
- (2) 幼児・児童・生徒（以下「児童等」と称す）をいじめから守り通し、いじめ解決に向けて児童等の行動を促進する。
- (3) 教職員の指導力向上と組織的対応
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

2 学校及び教職員の責務

東京都立葛飾盲学校（以下「本校」と称す）教職員は、基本理念に則り、本校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。本校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 本校のいじめ対策委員会

① 設置の目的

本委員会は、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を、実効的かつ組織的に行うために設置する。

② 所掌事項

本委員会は、本校いじめ防止基本方針を達成するために、次に掲げる事項に関して協議し、対応を適切に実施する。

- ア いじめの防止に関すること
- イ いじめの早期発見に関すること
- ウ いじめが発見された場合の対処に関すること
- エ その他いじめ問題に係る必要な事項に関すること

③ 会議

本委員会の会議の開催は、次のとおりとする。

- ア 定例会は、原則として年3回開催する。
- イ 委員長は、必要と認める事案がある場合に、臨時の委員会を召集できる。
- ウ 各委員は、本委員会の協議に付すべき事案がある場合、臨時の委員会開催を求めることができる。開催の可否は委員長が決定する。

④ 委員構成

- ア 本委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成する。
- イ 委員長は、校長の職にある者をもって充てる。
- ウ 副委員長は、副校長の職にある者をもって充てる。
- エ 委員は、経営企画室長、生活指導部主任、小学部主任、中学部主任、寄宿舎主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者とする。

⑤ 委員会運営

ア 本委員会に事務局を設置する。事務局は本委員会の運営に関する事、決定事項の周知に関する事、その他本委員会に関係する事務的事項を処理する。事務局長は当該年度の生活指導部主任を命じられた者を充てる。事務局員は、本委員の主幹教諭、寄宿舎主任、養護教諭を充てる。

イ 本委員会は、学校サポートチームとの連携をもって運営される。

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、民生委員などの関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

② 所掌事項

学校サポートチームは、児童等の問題行動の未然防止や早期発見に向けた学校の取組について、助言・支援する役割を担う。

③ 会議

原則として年2回実施する。必要に応じて適宜開催する。

④ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、生活指導部主任、小学部主任、中学部主任、寄宿舎主任、養護教諭、外部委員、その他校長が必要と認める者とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

① 教職員の指導力の向上と組織的対応

ア 学級担任等による、問題を抱えた児童等への積極的なはたらきかけ

イ いじめに関する研修の実施

② いじめを見て見ぬふりをしないための取組

ア 児童等がいじめに気づき、望ましい行動を起こすことができるよう、学校生活全般を通して指導を実施

イ 児童会や生徒会による生活目標の設定

(2) 早期発見のための取組 ～いじめの萌芽の素早い察知 いじめ情報の確実な受信～

① いじめの「見える化」

ア 定期的な「生活意識調査」の実施及び分析と活用

イ 児童等がいじめを訴えやすい体制の整備

ウ 個人面談の随時実施

エ 全教職員による児童等の観察と情報の共有

② 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

ア 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

イ 保健室の利用、電話相談受付等の相談体制の整備

(3) 早期対応のための取組 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

① 学校いじめ対策委員会を核とした対応

ア 把握したいじめの実態情報に基づく、適切な解決方針を策定

イ 教職員間情報の共有、教職員の役割分担の明確化

② 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

ア いじめられた児童等、及びいじめを知らせてきた児童等の安全の確保

イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

- ウ 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導
- エ いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようにする指導

(4) 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

- ① 被害の子供の保護・ケア
 - ア いじめられた児童等の安全の確保
 - イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ② 加害の子供への働きかけ
 - ア 別室での学習の実施
 - イ 警察への相談、通報
 - ウ 懲戒や出席停止
 - エ 加害の子供とその保護者に対するケア

5 教職員研修計画

- ・東京都教育委員会より提供される資料、及び校内の実態等を踏まえた資料等に基づく教職員の研修を年1回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校通信、学級通信、連絡帳などを通じた家庭との緊密な連携・協力
- (2) 保護者会でのいじめ対策の周知などによる保護者との情報共有
- (3) P T A活動への協力依頼
- (4) 保護者相談の随時実施等による支援、助言

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会での協議委員への報告
- (2) 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力
- (3) いじめ防止対策推進法に基づく対応
 - ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は調査への協力
 - ② 重大事態発生についての東京都教育委員会への報告
 - ③ 重大事態の調査結果についての調査（再調査）への協力

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートへのいじめに関する項目の設定
- (2) 同アンケートの結果を受け、学校いじめ対策委員会による基本方針の改善

附 則 この規定は、平成26年10月 9日から施行する。

附 則 この規定は、平成27年8月3日から施行する。

附 則 この規定は、平成31年4月11日から施行する。

附 則 この規定は、令和3年4月5日から施行する。

附 則 この規定は、令和4年4月19日から施行する。

附 則 この規定は、令和5年4月10日から施行する。

附 則 この規定は、令和6年4月15日から施行する。